件	名	愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例
主 管	課	高校教育課
根拠法令等		

【改正の概要】

1 改正理由

県立学校を再編するため、愛媛県県立学校設置条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 新校設置(第1条、第2条関係)

開校日	学校名						
令和8年4月1日	小松高等学校(新)、東予総合高等学校、しまなみ高						
	等学校、八幡浜高等学校(新)、北条清新高等学校						
令和9年4月1日	宇和島南高等学校						

(2) 旧校廃止(第3条、第4条関係)

閉校日	学校名						
令和10年3月31日	小松高等学校(旧)、東予高等学校、丹原高等学校、						
	北条高等学校、大洲農業高等学校、八幡浜高等学校						
	(旧)、八幡浜工業高等学校、川之石高等学校						
令和11年3月31日	宇和島水産高等学校、宇和島南中等教育学校						

施 行 日(1) 新校設置に係る規定
第1条 令和8年4月1日 第2条 令和9年4月1日
(2) 旧校廃止に係る規定
第3条 令和10年4月1日 第4条 令和11年4月1日

【その他参考事項】